

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月29日
【事業年度】	第20期(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
【会社名】	エレベーターコミュニケーションズ株式会社
【英訳名】	Elevator Communications Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 薄田 章博
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴中ビル大森 3 階
【電話番号】	03-5767-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 管理本部長 村石 誠司
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴中ビル大森 3 階
【電話番号】	03-5767-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 兼 管理本部長 村石 誠司
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西 5 丁目14番地の 1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高 (千円)	2,370,783	2,556,066	2,787,233	3,291,243	4,048,476
経常利益又は経常損失 (千円)	72,389	13,390	75,658	137,504	262,815
当期純利益又は当期純損失 (千円)	23,107	24,464	26,022	74,339	147,485
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	101,908	758	60	145	131
資本金 (千円)	67,090	67,090	67,090	67,090	118,311
発行済株式総数 (株)	47,497	47,497	47,497	47,497	1,015,440
純資産額 (千円)	27,435	2,970	28,993	103,332	353,259
総資産額 (千円)	1,635,127	1,379,916	1,239,237	1,317,032	1,680,097
1株当たり純資産額 (円)	547.88	32.81	29.03	107.29	346.49
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (円)	486.51	515.06	27.39	78.25	154.33
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	141.26
自己資本比率 (%)	1.5	0.1	2.2	7.7	20.9
自己資本利益率 (%)	61.4	177.3	178.6	114.8	65.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	13.9
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	167,783	389,832	50,143
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	85,228	14,756	15,705
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	291,663	233,903	6,922
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	381,300	522,473	563,834
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	173 〔—〕	183 〔—〕	202 〔—〕	203 〔—〕	216 〔—〕
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
(比較指標： —) (%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	2,700
最低株価 (円)	—	—	—	—	1,897

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第16期については、経常利益を計上しているものの、子会社の整理、売却を行ったことに伴い、特別損失として、子会社株式売却損及び子会社株式評価損を計上したため、当期純損失を計上しております。
4. 第17期については、技術職人材確保及び広告宣伝等への投資を実施したことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益について、ライフエイド少額短期保険株式会社は2020年12月に東日本少額短期保険株式会社へ事業譲渡いたしました。また、東日本少額短期保険株式会社は2021年5月に事業譲渡し、保有するすべての株式を売却しております。
6. 第16期、第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから、また、第16期及び第17期は当期純損失を計上しておりますので、記載しておりません。なお、第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2025年4月25日に札幌証券取引所アンビシャスに上場したため、新規上場日から第20期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第16期、第17期、第18期及び第19期の当社株式は非上場であるため、株価収益率を記載しておりません。
8. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
9. 第16期及び第17期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、パートタイマー及び契約社員等が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
11. 第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、清友監査法人により監査を受けておりますが、第16期及び第17期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、清友監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
13. 2025年4月25日付をもって札幌証券取引所アンビシャスに株式を上場いたしましたので、第16期から第20期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は、札幌証券取引所アンビシャスにおけるものであります。なお、2025年4月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機インフラ社会において、特定のメーカーに縛られることなく、多様な種類のメンテナンスに対応できる独立系の保守会社として、全国各地のニーズに応えたいという思いから、2006年2月に設立されました。それ以来、全国各地に支店及び出張所を拡大するとともに、災害時対応のIT活用等にも積極に取り組んでおります。

2006年2月	エレベーターの保守・管理業務の受託を目的として、東京都豊島区西池袋に、当社を設立（資本金15,000千円）
2006年8月	当社本社を東京都港区南青山に移転
2007年1月	当社本社を東京都港区芝に移転
2007年1月	エレベーターのリニューアル業務の受託を開始
2008年1月	当社本社を東京都大田区大森北に移転
2012年6月	当社本社を東京都品川区南大井に移転
2012年10月	アップルエレベーター株式会社（本社：青森県八戸市）から青森地区のエレベーター保守事業を譲り受け
2014年4月	当社基幹システム上で遠隔監視・災害対応を管理する災害時発動機能「イージスモード」の運用開始
2014年11月	当社本社を東京都品川区南大井内で移転
2015年2月	有限会社平成エレベーター（本社：福岡県福岡市）から九州地区のエレベーター保守事業を譲り受け
2018年12月	建物管理事業を営むワンライフ株式会社（本社：東京都豊島区）を吸収合併
2019年5月	大阪地区でのエレベーター保守関連事業を目的として、エレベーターアクシス株式会社（本社：大阪府大阪市）を合併設立
2021年7月	地震災害時WE B復旧要請システム「Qサポ」の提供開始
2025年4月	札幌証券取引所アンビシャスに株式上場

3 【事業の内容】

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機を対象として、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」をミッションとして、点検、監視、保守、部品交換等のメンテナンスやリニューアルサービスを提供しております。事業の遂行にあたっては、昇降機の品質及び性能の維持・向上、利用者の安心・安全の確保を最優先しつつ、高品質なサービスをリーズナブルかつ迅速に提供することを基本方針としております。

(1) 事業の特徴

当社の事業の主な特徴は、以下のとおりであります。

リーズナブルな価格設定

当社設立当時のエレベーター等のメンテナンス業界において、メーカーは、それぞれ自社や系列のメンテナンス会社を通じて、自社の製品のみのメンテナンスを行うことが一般的であり、価格やサービス内容に競争原理も働きにくい状況であったと想定しております。

当社は、独立系メンテナンス専業会社であり、開発及び製造コストの負担が想定される上記のメーカー及びメーカー系のメンテナンス会社と比較して、リーズナブルな価格設定が可能です。

メーカー各社の昇降機に対応

当社は、独立系メンテナンス専業会社として、国内主要メーカーである三菱電機株式会社、株式会社日立製作所、東芝エレベータ株式会社、日本オーチス・エレベータ株式会社、フジテック株式会社の昇降機にオールマイティに対応したメンテナンスサービスを提供できます。

全国拠点網による広範かつ迅速な営業及びサポート対応

当社は、本書提出日現在において、全国47支店及び出張所を構えており、広範な営業活動を行うとともに、これらの拠点近隣においては、災害発生等人命に関わる緊急時は、通報後速やかに現場到着できる体制を備えております。

トータルサービスの提供

当社は、保守業務において昇降機の点検を行った結果、経年劣化が著しい場合、装置の旧式化により時代のニーズに合わなくなった場合は、制御盤、巻上機、モーター等の主要装置のリニューアルを提案・実施することで、トータルなサービス提供が可能です。

ITを活用した緊急時対応

当社は、災害や故障等の緊急時にタイムリーかつ適切に対処するため、ITを活用しております。具体的には、QRコードから利用者が当社技術員と直接やりとりできるシステムの提供、社内システム上での災害一覧や災害マップの参照機能の導入等を行っております。

(2) 受注業務形態

当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであります。以下の2つの受注業務形態でサービスを提供しております。

受注業務形態	概 要
保守業務	昇降機の点検、監視、緊急時対応
保全・リニューアル業務	昇降機の点検結果等に基づく、部品交換・修理、リニューアル

以下、上記の受注業務形態ごとに、具体的なサービス内容及び特徴について、記載いたします。

(3) 保守業務

業務内容

エレベーター及びエスカレーターは、集合住宅をはじめ、オフィスビルや高層ビル、ショッピングモール等で人々が効率よく移動するために設置された建物付属電機設備です。これら設備は、適切な運用や操作はもとより、定期又は不定期の点検及び常時監視をすることにより、安全稼働のための機能及び性能を維持し続ける必要があります。これらが適切に行われない場合は、重大な事故や故障に繋がり、利用者の生命や財産に多大な危害を及ぼす恐れがあります。

当社は、これらの事故やトラブルを未然に防ぎ、全ての利用者が安心してご利用いただけるよう、昇降機を対象として、点検及び監視を行う保守業務を行っております。また、当該業務には、災害、事故、故障、停電等の緊急時の対応も含んでおります。

保守業務の種類

保守業務は、以下の点検、監視、緊急時対応に大別されます。

保守業務の種類	概 要
点 検	ビルオーナー等からの依頼により、当社の技術員が、定期又は不定期でエレベーター及びエスカレーター設備の点検を実施します。また、必要に応じて、清掃、注油、調整、消耗品（電球、各種ヒューズ、ビス・ナット、各種リレーリード線等）の補充・交換等も適宜行います。 当該点検においては、経年劣化、損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等の点から、異常・不具合・劣化等に関する調査も行い、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合は、ビルオーナー等に改善を提案し、「保全業務」として請け負います。
監 視	通信回線を利用して、24時間365日、当社センター専門スタッフがエレベーターの異常・不具合の発生状況について、遠隔監視を行っております。あらかじめエレベーター運転のために必要とされる箇所を網羅的に特定し、通信回線等を利用して、エレベーター本体の運転状態や機器類等の動作状況を遠隔点検することができます。
緊急時対応	災害、事故、故障、停電等の緊急時に、安全を最優先し、また、当社独自のITシステムを駆使して、迅速に対応いたします。 例えば、エレベーター内に利用者が閉じ込められた際は、利用者はインターホンで当社コントロールセンターと直接通話でき、これにより、閉じ込め故障の状況や動力電源の停電状況の遠隔監視も可能となります。

（注）建築基準法では、建築物の損傷や腐食等の劣化状況の定期的な点検の一環として、年1回、国家資格である昇降機等検査員による昇降機の定期検査が義務付けられております。

点検のプロセスについて

点検のプロセスは、以下のとおりであります。

点検のプロセス	概 要
a．点検の実施	保守・点検作業を行う際に技術員は、点検する部分と作業内容が点検サイクルごとに記載されたシートを使い、初めての点検からサイクルごとにどこをチェックすべきかを把握しながら作業を効率的かつ安全に進めています。物件や点検結果に関する情報については、当社基幹システム「Assist」に記録・蓄積されます。 なお、「Assist」には、過去の故障事例が蓄積されており、当該情報も参照し、点検に当たります。
b．検査・点検結果の報告	年1回の有人の法定検査、通常の有人あるいは、遠隔による任意点検のそれぞれについて、「定期検査報告書」、「点検作業報告書」及び「遠隔点検報告書」を作成し、ビルオーナー等に提出しております。
c．部品交換、修理等	必要に応じて、劣化した部品の交換や修理を行います。交換部品は、原則としてメーカーの純正部品を推奨しております。

緊急時対応について

災害や故障等の緊急時は、「すぐ駆けつけ、すぐ対応する」ことを最優先し、24時間365日体制で、ITを駆使し、以下のような独自の対応を行う仕組みがあります。

「Qサポ」による管理	当社独自の地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」により、エレベーター内に貼付されたステッカーのQRコードをご利用者自身が読み取り、直接復旧作業の連絡を取ることが可能となります。 また、「Qサポ」では、Googleマップ上で復旧対応時の現地技術員の位置情報が確認できるほか、およその現地技術員の到着時間も把握できます。
GPSによる管理	GPSにより、現地技術員の位置情報を常時把握でき、緊急時の現地技術員への出勤命令（同時にエレベーターの異常内容を送信）、現地技術員からの状況報告を一括管理できます。
電話回線による対応	電話回線により、エレベーター内の利用者と当社センター専門スタッフや現地技術員との直接通話が可能となります。
「イージスモード」による対処	「イージスモード」は、当社基幹システム「Assist」上で遠隔監視と災害対応の管理を実現する災害時発動機能です。これにより、大規模な災害が発生した場合でも、「イージスモード」に切り替えることで、物件情報が即座に共有され、当社センター専門スタッフと現地技術員は、「災害一覧」と「災害マップ」を参照しながら、リアルタイムで迅速な対応が可能となります。

(注) Google Maps及びGoogleマップは、Google Incの商標又は登録商標です。

「イージスモード」と「Qサポ」の内容

2011年に発生した東日本大震災当時は、復旧要請の連絡を電話で受け、故障したエレベーターの場所を口頭で確認したのち、被害にあったエレベーターのある物件の把握、現地技術員への作業指示を行わなければならず、復旧対応に相応の時間を要しておりました。当社では、当時のこれらの教訓を活かし、2014年4月に当社基幹システム「Assist」上の災害時発動機能「イージスモード」の導入、2021年7月に地震災害時WEB復旧要請システム「Qサポ」（お客様閲覧システム及び契約者サイトの開始は2023年10月）の提供を開始いたしました。

a 「イージスモード」について

< 災害一覧 >

被災した物件の情報を登録したデータをリアルタイムで社内共有することが可能となります。復旧及びその対応状況等が、ひと目で確認でき、電話やメールでやりとりなく、スムーズな復旧作業を実現しております。

災害一覧

☒

未対応

☒

後日対応

☒

対応中

☒

復旧済み

☐

閉じ込めのみ

キーワード:

受付:

(すべて)

物件:

(すべて)

拠点:

検索

全2件(1 / 1)

☒ 自動更新

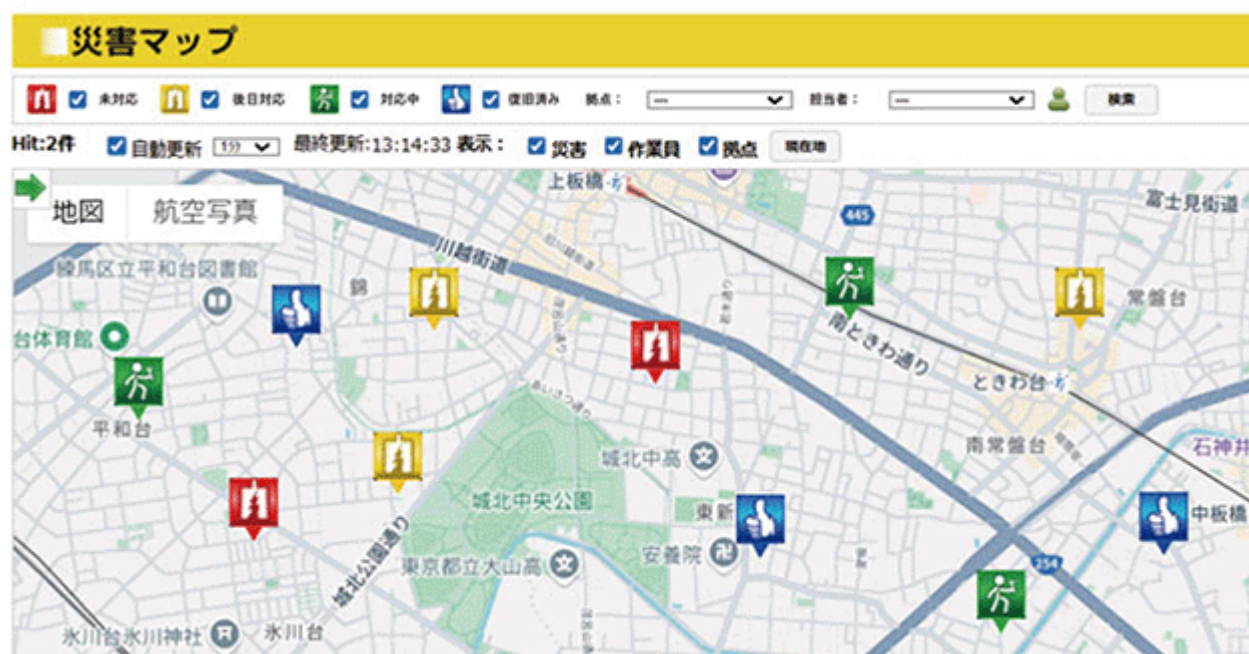
1分

最終自動更新:

詳細	受付	優先	対応状況	事前連絡	完了報告	会社名	ビル名
詳細		入電	通常	復旧済み	不要	不要	
詳細		入電	通常	復旧済み	不要	不要	

<災害マップ>

現地技術員は、登録されている災害マップを随時参照・確認しながら、自身のいる場所から最も近い現場に直行することで、迅速かつ効率的に復旧作業を行うことができます。



b 「Qサポ」について

当社がメンテナンスを担当するエレベーター内には、「Qサポ」アクセス用のQRコードが記載されたステッカーが貼付されています。突発的な災害時には、利用者自身で当該QRコードをスマートフォン等で読み取っていただき、直接、復旧要請の連絡が可能となります。

また、「Qサポ」を利用することにより、Googleマップ上で対象エレベーターの設置位置、復旧対応に駆けつける現地技術員の位置情報をリアルタイムでご確認できるほか、おおよその到着時刻を把握することができます。復旧対応時の現地技術員の位置情報の可視化により、万が一、エレベーターに閉じ込められてしまった場合でも、ご利用者様の「安心」につながります。



保守業務の契約形態

保守業務における契約形態は、以下の２つに大別されます。

契約形態	概 要
P O G 契約	契約期間 1 年間を原則として、月々定額で、エレベーターの機能維持を目的として、機器・装置の定期的な点検を実施、併せて、清掃・給油・調整・簡易消耗部品の取替え等を実施する契約形態（監視や緊急時対応含む。）であります。 P O G は、「Parts, Oil and Grease」の略称であります。
F M 契約	P O G 契約内容に、劣化した部品の取替えや修理等まで行う契約形式であります。 F M は、「Full Maintenance」の略称であります。

(4) 保全・リニューアル業務

業務内容

エレベーターやエスカレーター等の昇降機は、日々の使用により機能劣化が進むため、適切なタイミングで交換、修繕が必要となります。当社では、保守業務での点検結果により、改善すべき抜本的な指摘事項が抽出された場合に、部品交換やリニューアル等を行います。

保全・リニューアル業務の種類

保全・リニューアル業務は、以下の保全とリニューアルに大別されます。

保全・リニューアル業務の種類	概 要
保 全	点検結果に基づく指摘のもと行う、部品の取替え及び修理業務であります。 なお、保守業務の F M 契約に関しても契約対象外の保全工事等については、有償で行う場合があります。 当社は、保守対象の昇降機の故障に関する統計データを蓄積しており、品質管理部門及び故障低減プロジェクトにおいて、故障分析を行っております。分析の結果、故障の発生頻度が高い部品については、ビルオーナー等に対し、一斉に交換を促すことで、故障や長期停止の未然防止に貢献しております。
リニューアル	当社は、安全性、快適性、機能性を向上させるため、老朽化したエレベーター等の昇降機のリニューアル工事を計画的に実施しています。主要部品や制御システムの交換、省エネ機能の導入を通じて、利用者の安心と利便性を確保し、建物全体の価値向上を図ります。 また、エレベーター設置から20年以上が経過すると、保守部品の入手が困難になり、部品交換や修理が困難になる場合があります。当社では、信頼性・安全性・運用効率を高めるため、制御盤や巻上機等の主要部品の一式交換工事や既存設備の撤去を行い、継続的な稼働を支えています。 リニューアルには、以下の２種類があります。 ・制御リニューアル：主に制御系の更新を行います。 ・準撤去新設リニューアル：既製品の一部を継続・再利用し、撤去新設します。 また、エスカレーターについても、旧トラス（積載荷重を支える建物の骨組み）を再利用し、分割したエスカレーターのパーツを組立てる工法を採用したフルリニューアルも提供しており、通常の撤去新設と比べ、工数を約1/3の約3週間、コストを約50%削減した実績があります。

(注) エレベーターの耐用年数については、国税庁が定める法定年数は17年、公益社団法人ロングライフビル推進協会による計画耐用年数の指針に定める年数は20～25年程度とされております。エレベーターで使用する部品については、一般的には、製造終了後、約25年で部品の供給がなくなることがほとんどであり、部品の供給停止後にエレベーターの故障が発生した場合は、迅速かつ適切な対応が困難となり、長期停止を余儀なくされる恐れもあります。

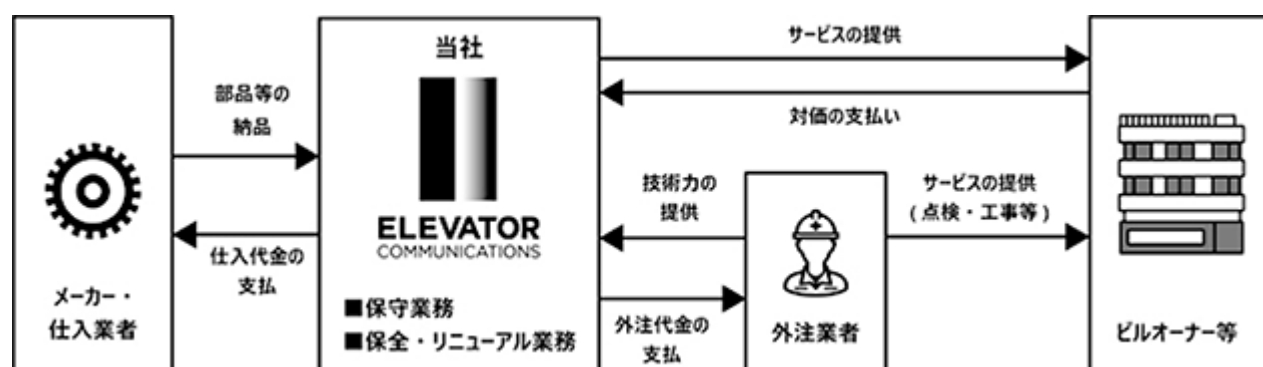
リニューアルの対応

リニューアルにおける目的別の当社の対応は、以下のとおりであります。

目 的	当社の対応
地震の対応	地震の初期微動（P波）を感知したときは、管制運転装置を起動し、強制的に最寄階に停止させた後、ドアを開くことで、利用者の閉じ込めを防止するものであります。
停電の対応	停電が発生したときは、バックアップ電源に切り替え、自動着床装置を起動し、自動的に最寄階まで運転した後、ドアを開くことで、利用者の閉じ込めを防止するものであります。
戸開走行の防止	エレベーターの安全対策として、制御機器や駆動装置の故障が発生した場合でも重大な事故を防ぐため、複数の安全装置が設置されています。 まず、ブレーキの二重化により、メインのブレーキが故障しても、補助ブレーキが作動してエレベーターを確実に停止させます。また、特定距離感知装置を使い、ドアが開いた状態でエレベーターが移動しないように監視し、異常を検知した場合には動作を停止させます。 さらに、通常使用する制御装置だけでなく、独立した制御装置を設置することで、メインの制御装置が故障した際にも安全な運行を可能にしています。このようなバックアップシステムにより、ドアが開いたままの走行（戸開走行）や挟まれ事故といった人命にかかわる事故を未然に防ぐ仕組みです。
意匠性の向上	当社が特許を取得した操作盤をはじめ、ドア、かご内（天井、壁等）のデザイン等を刷新し、新しいエレベーター空間を提供するものであります。

(5) 事業の系統図

事業の系統図は、以下のとおりであります。



- (注) 1. 案件紹介者や代理店に対し、紹介料を支払う場合があります。
2. メーカーや他の独立系メンテナンス会社から、保守業務を受託するケースもあります。
3. 建築基準法においては、昇降機等検査員による年1回の法定検査を実施し、その検査結果をビルオーナー等である昇降機所有者又は昇降機管理者に報告することが義務付けられております。

4 【関係会社の状況】

2025年5月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(関連会社) エレベーターアクシス株式会社	大阪府東大阪市	9,900	昇降機メン テナンス事 業	30.3	西日本エリアの情報共有。技術員研修、災害時対応の相互協力。

(注) 1. 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
216	42.2	5.1	4,430

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 臨時雇用者数は、パートタイマー及び契約社員等が従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表項目として選択していないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、エレベーターやエスカレーター等の昇降機のメンテナンス分野において、安全・安心を最優先とし、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」をミッションに掲げ、以下を推進しつつ、多様な顧客ニーズにきめ細かく対応することにより、収益性及び企業価値の向上を実現することを、経営の基本方針としております。

- ・高品質メンテナンスの適正価格での提供
- ・災害時の迅速対応体制の構築
- ・建物の資産価値向上に貢献するリニューアルの促進

(2) 目標とする経営指標

当社は、事業の進捗状況を定量的に把握・分析するため、売上高及び営業利益を重要な経営指標としており、また、高い成長と収益性を確保するため、売上高成長率と営業利益率についても重要な経営指標としております。

さらに、売上高を構成する要素として、保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数についても、重要な指標として捉えております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビルオーナー等のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、災害時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

このような中長期の経営環境において、当社は、継続的な成長を実現するために、以下の経営戦略を実行してまいります。

故障・事故予防の強化による好循環の創出

保守業務及び保全・リニューアル業務に万全を期すことにより、昇降機の故障率低減や停止期間短縮、事故防止が図られ、多額な賠償コストを余儀なくされる事故を未然に防止しつつ、当社の営業利益を増大させることにより、ビルオーナー等との間で循環的にWin-Winの関係を構築できるものと考えております。

このような顧客利益や信用力の最大化により、以降の当社収益機会の拡大、それらを原資とした人材やシステムへの追加投資につなげるといった好循環の創出を図ります。

多様な提案による収益機会の拡大

営業強化による顧客接触機会を拡大し、ビルオーナー等の様々なニーズに対応することにより、収益機会の拡大を図ります。

顧客ニーズに合致した新たな付加価値サービスの提供

以下のような地震災害時W E B復旧要請システム「Qサボ」の機能拡張により、顧客の潜在ニーズに対応したサービスを提供します。

- ・故障やトラブル、大規模災害時等における迅速な復旧は勿論、現場情報等の有用情報をリアルタイムに共有及び活用することにより、ビルオーナー等が求める必要情報をよりきめ細かく提供
- ・個々の物件状況、復旧想定や周辺エリアの情報等を一元化して提供することにより、ビルオーナー等の迅速な意思決定に寄与

財務基盤の強化

上記 ～ の一連の取り組みにより、安定した成長性を実現できる収益構造を構築することで、財務基盤の強化を図ります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社を取り巻くエレベーター等の昇降機メンテナンス業界におきましては、既存の昇降機の改修需要の拡大、ビルオーナー等のコスト削減要求の増加等により、収益機会が増加しております。また、一方で、昇降機の安全稼働への社会的要請、災害時の一層の素早い対応要請の高まり、高品質かつスピーディーなサービスの提供が求められております。

これらの事業環境の下、本書提出日現在において、当社が認識する対処すべき主な課題は以下のとおりであり、これらの対応に尽力することが当社の社会的使命であると認識しております。

人財の確保・育成等

当社事業の競争力の根幹は、高品質なメンテナンスサービスを提供できる人財であり、それを実現できる人財の確保及び育成、また、外注業者を含めた品質管理の徹底は、極めて重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、定期的な技術研修や積極的な人財採用活動を継続するとともに、首都圏等の特に採用が困難な事業拠点においては外部委託先も活用する所存であります。また、外注業者を含めた品質管理についても、業務マニュアルの共有及び徹底、当社技術責任者による外注業者の業務状況の巡回確認等に取り組んでおります。

営業の強化

当社は、現在、全国47支店及び出張所に展開しておりますが、事業基盤をより強固にするためには、各拠点の営業人員の営業力、また、高品質かつスピーディーな対応力を向上させ、保守契約台数の増加を図ることが重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、営業人員一人ひとりの営業力や対応力を高めるとともに、各地域で顧客に寄り添った営業スタイルを推進することにより、各地でのシェアを高めていく所存であります。

コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実

当社が継続的かつ中長期に企業成長を継続し、企業価値の増大を実現するためには、経営や業務の質の向上を図る必要があり、その根幹となるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の充実は重要な課題であると認識しております。

当社は、これらの課題に対処するために、取締役会における意思決定の充実、社外役員による経営のモニタリングの向上、内部監査の網羅性の向上等に取り組むことで、コーポレート・ガバナンスの充実に努める所存であります。また、組織の機能性の向上、適材適所の人員配置、DX推進を含めた業務フローの最適化等に取り組むことで、内部管理体制の充実に努める所存であります。

なお、当社は、現在、研究開発等の先行的コストが軽微であるため、キャッシュ・フロー上及び財務上の懸念・課題は特にありません。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

昇降機メンテナンス事業を手掛ける当社は、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」というミッションの下、様々なステークホルダーとの調和を通じて、誠実な企業活動を遂行することが、サステナビリティの根底にあるべきと考えております。具体的には、株主への企業価値の提供、昇降機の利用者への安全・快適性の提供、ビルオーナー等や協業取引先との良好な関係の形成、地域社会への貢献、環境への配慮、従業員等が働きやすい職場環境の形成について、日々取り組んでおります。

以下のサステナビリティに関する取り組みに関する事項については、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社では、これから直面するあるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して予防を講じ、当社の損失を最小限に図ることを実施し、倫理的なビジネス慣行、透明性、説明責任、効果的で責任ある経営を実施するため、コンプライアンス・リスク管理委員会及び取締役会において、投資家に開示すべき「事業等のリスク」のリスク項目、リスク内容及び対応策について、協議を行っております。サステナビリティに関するリスクと機会についても他のリスクと同様にこうした体制の中で、ガバナンスを効果的に発揮できる体制を組成しております。

また取締役会においても、ステークホルダーとの積極的な関与を含む体制について、適宜協議をしていき、サステナビリティに関するリスクについて、対応を推進しております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティを推進するうえで、事業運営の主体である人的資本が重要であると認識しております。

具体的には、人財の採用及び育成の強化、仕事と育児・介護の両立に向けた支援の充実、女性活動推進法への対応、人事考課制度や福利厚生の実施等により、多様な人財が働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

人財の採用については、当社は全国47支店及び出張所において事業展開しており、各地域において現地採用を積極化することで、雇用機会の創出を通じた地域活性化にも注力しております。また、全般的な人材難や少子高齢化に対処すべく、シニア世代の継続雇用を推進するほか、外国人労働者の採用及び雇用環境の整備も行うことで、多様な価値観の尊重とインクルージョンの推進を進めております。

採用後の人財育成については、OJTを通しての教育・研修制度の拡充、キャリアパスの明確化を行うことで、一人ひとりのスキルアップとやりがいの提供により、離職率の抑制に努めております。

また、当社は、昇降機という社会インフラを支える企業であり、昇降機の製造不良・欠陥、経年劣化、災害等に起因しうる利用者の人身事故の未然防止に取り組むことが、社会的責任であると認識しております。当社は、国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書」、当社独自の厳格な安全基準等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹した作業の精度を高めております。

(3) リスク管理

当社では、サステナビリティやコンプライアンスを含む経営上のリスクについて、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催し、経営上のリスクの網羅的な洗い出し、発生可能性、顕在化予測時期及び影響度のリスク評価、リスク対応策の検討、リスクのモニタリングを組織的に行うことで、リスクの最小化に努めております。

また、重要なリスクについては、当該委員会において、情報共有及び精査するとともに、取締役会に報告しております。

(4) 指標及び目標

当社は、従業員の心身の健康保持と生産性の向上を図る観点から、人的資本に関する重要な指標の一つとして有給休暇取得率80%以上を目標に掲げております。しかしながら、2025年5月期における取得率実績は61.8%となり、前期の69.3%から減少いたしました。

この要因としては、業務の性質上、突発的な対応や顧客対応が必要となる場面が多く、事前に計画的な休暇取得が難しいケースが一部で見受けられたこと、途中入社者や退職者による年休未消化分の影響、計画的な年休取得を促す制度や運用が一部で浸透しきらなかったことなどが挙げられます。

今後は、有給休暇の取得促進に向けた社内制度の見直し、部門別の取得状況の見える化と目標管理、および柔軟な業務体制の構築を通じた取得環境の整備を進め、目標達成に向けた取組を強化してまいります。

また、当社は、エレベーター・エスカレーターをご利用いただくすべての皆さまの安全を経営の最優先事項とし、瑕疵による利用者の「人身事故ゼロ」を不変の目標として掲げています。2025年5月期において、業務委託先協力会社による保守点検作業中、安全柵の設置が不十分であったことを主因とする人身事故が1件発生しました。当該事故は、国土交通省への届け出が必要な重要インシデントには該当しないものの、安全管理上重大な事案と認識しております。

当社は、事故発生直後に原因究明を実施し、再発防止策として、安全柵の二重設置の義務化、作業開始前に安全対策を実施し、その状況を撮影して会社へ報告・相互確認を行ったうえで作業を開始する仕組みの徹底、近接センサー付き警報装置の導入を実施しました。加えて、全従業員および業務委託先協力会社21社への周知徹底を図るとともに、業務委託先協力会社に対する現場安全監査の強化、事故情報および対応内容の社内共有体制の整備を行っています。

当社は、これらの取り組みを通じて安全文化の定着およびリスク管理体制の強化を図り、次期以降も「人身事故ゼロ」の目標達成に向けて継続的に取り組んでまいります。

3 【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業に関するリスク

競合について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社が属するエレベーター等の昇降機メンテナンス業界は、メーカー本体やその系列の専門メンテナンス会社をはじめ、独立系のメンテナンス会社等、大小さまざまな事業者間で競合関係が継続しております。当社としては、優位性を確保すべく、質の高いサービスの提供、良心的な価格設定、DXを活用した遠隔監視サービス等の付加価値の向上等に努めております。

しかしながら、競合関係が激化した場合は、受注の減少、価格優位性の低下等により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

契約不適合責任について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社がリニューアル工事を実施したエレベーター等の工事実施部分については、一定の保証期間において、当社が瑕疵担保責任を負っており、当該期間中に故障や不具合等が生じた場合は、部品の無償修理及び交換等の対応を行うこととしております。当社は、取扱説明書等に準拠した適切な据付、連結及び保守・点検管理の実施等により、必要な品質の維持に努めております。

しかしながら、想定外の当社による保守・メンテナンスのミスや漏れが生じた場合は、瑕疵担保責任の負担が増大し、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

昇降機の事故等について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が手掛けるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業においては、これら昇降機の製造不良・欠陥、経年劣化、災害等に起因して、利用者の人身事故を招く深刻なリスクが存在しております。当社は、国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書」、当社独自の厳格な安全基準等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹して作業を行っております。また、作業員や外部協力業者を対象とした作業教育の徹底、万が一の事態に備えた損害賠償保険の加入等も行っております。

しかしながら、想定外の甚大な災害、利用者による不適切な使用、当社による保守・メンテナンスのミスや漏れが生じた場合は、損害賠償保険金で補填できない損失の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のエレベーター等の昇降機メンテナンス事業における法定検査に関しては、建築基準法に則り、国家資格である昇降機等検査員（本書提出日現在の当社従業員の資格取得者56名）による適格な検査の実施が義務付けられております。また、エレベーター等のリニューアル(1件当たりの請負金額が税込みで500万円以上)においては、建設業法に基づく機械器具設置工事業に関する許可（有効期限：2030年8月2日）を取得する必要があります。また、建設業法第29条において、不正な手段による許可の取得、役員等の欠格条項に抵触した場合、許可の取消を受ける旨等の許認可取消事由が定められております。当社においては、必要な昇降機等検査員の員数の確保等、法的許認可の欠格要件に抵触しないよう留意するほか、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催、コンプライアンス勉強会の実施等のコンプライアンス活動にも日頃から積極的に取り組んでおります。

しかしながら、想定外のコンプライアンス違反が発生した場合、法的許認可の欠格要件に抵触する事象が生じた場合、また、法規制の強化や新たな規制法令が制定された場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特定の仕入先への依存について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社が手掛けるエレベーター等の昇降機メンテナンス事業においては、点検に併せて、部品交換等が発生するケースがほとんどであります。旧型エレベーター装置に関しては、純正部品等の在庫が枯渇する可能性があり、これらの仕入先も限定的であります。当社においては、適切な部品在庫を確保するとともに、部品の再利用を促進し、さらに海外市場を含めた様々な調達方法を検討して、供給遅延や在庫不足に備えております。

しかしながら、想定以上の仕入先の在庫不足及び調達遅延が生じた場合、また、部品の希少化から部品価格が高騰し、そのコストを当社のサービス価格に転嫁できない場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は昇降機メンテナンス事業において、DX化を推進し、年中無休・24時間体制での遠隔監視・対応等の利便性の高いサービスを提供するほか、エレベーター等に関する点検及び保守に関する様々な情報の一元化に取り組んでおります。これらの仕組みは、コンピューターシステムと通信ネットワークで構成されており、当社は、システムの安定稼働、セキュリティ機能の強化、定期的なバックアップの実施等に努めております。

しかしながら、想定外の事故や災害等により、システム障害が発生した場合は、エレベーター等の正常な稼働が一時的に困難となり、損害賠償請求の発生、復旧のためのコストの増大のほか、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

エレベーター等の昇降機は、近年の技術の高度化及び多様化を背景として、新たなモデルが開発・製造されております。当社は、国内の主要メーカーが製造するあらゆる機種に対応できるよう、これらの最新モデルに関する技術研究の積極化に努めております。

しかしながら、メーカーの技術革新の急速な進展に当社が対応できなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

人財の確保及び育成について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の昇降機メンテナンス事業においては、高度な専門スキルを持つ技術者、手厚い顧客サポートを行える営業人員等の人的リソースが収益を創出する重要な源泉であると認識しております。当社においては、優秀な人財の採用及び育成の強化に取り組んでおります。

しかしながら、先行的に発生する採用コスト負担が過大になった場合、優秀な人財を採用できなかった場合、また、人財育成が遅延したり、期待通りの能力成果が発揮できなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

作業員の労働災害について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社の昇降機メンテナンス事業においては、当社作業員によるエレベーター等の保守業務や保全・リニューアル業務を行っておりますが、その作業の性質上、作業員の怪我等の労働災害リスクが存在しております。当社は、独自の安全作業に関するマニュアル等に忠実に従い、常に安全至上主義に徹して作業を行っております。また、産業医の設置、安全衛生委員会の開催、作業員や外部協力業者を対象とした安全教育の徹底、万が一の事態に備えた労働災害保険の加入等も行っております。

しかしながら、想定外の重大な事故や労働災害が発生した場合は、労働災害保険金で補填できない事故の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

顧客情報の漏えいについて

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、昇降機メンテナンス事業において、個人情報等の重要な顧客情報を取得しております。当社においては、これらの情報取得に際し、細心の注意を払うとともに、外部からの不正アクセス、社内の情報漏えいリスクの最小化を図るべく、「個人情報保護規程」等の社内規程を定め、厳格な情報保護活動に全社的に取り組んでおります。

しかしながら、想定外の事態によって顧客情報が外部に流出した場合は、損害賠償請求の発生、社会的信頼の失墜等を招き、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役社長の薄田章博は、当社の事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、事業活動全般において、極めて重要な役割を果たしております。当社では、過度に同人に依存しないよう、他の経営幹部の拡充及び育成並びに権限委譲や責任分散の推進により、依存リスクの最小化に取り組んでおります。

しかしながら、これらの取り組みが十分に進まず、想定外の理由により同人の業務遂行が困難となった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

業務提携及び資本提携、買収等について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：高）

当社が事業の拡大及び多様化を図るうえでは、他社との業務提携及び資本提携、買収等が有効な手段であると認識しております。当社では、今後も顧客の多様なニーズ等に対応すべく、これらの推進を継続していく方針がありますが、その意思決定にあたっては、今後の事業リスク等を十分かつ慎重に精査していく所存であります。

しかしながら、業務提携及び資本提携、買収等において、当初見込まれた効果が十分に得られなかった場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、昇降機メンテナンス事業において、技術の独自性の追求、ブランディングの強化を重視した事業展開を行っており、その一環として、商標権、意匠権及び特許権を取得しております。今後においても、当社が継続的及び長期的に保護すべき知的財産権については、その登録を推進するとともに、他社が保有する知的財産権については、それを侵害しないよう、類似検索を励行するよう努めております。

しかしながら、当社が保有する知的財産権を他社が模倣し、当社の権利の主張が十分になされなかった場合、また、他社が保有する知的財産権を当社が故意に模倣し、損害賠償請求等がなされた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、会計処理として税効果会計を適用しており、将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を評価しております。

したがって、当該見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、または、税率変動等を含む税制の変更等があった場合は、対象期間において、繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになり、その結果として、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の権利行使による株式価値の希薄化について

（発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、取締役及び従業員、外部協力者に対して、当社業容拡大に向けたインセンティブを目的として、新株予約権を発行・付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は130,400株であり、発行済株式総数と当該潜在株式数の合計に対する割合は11.38%に相当しております。

したがって、これらの新株予約権の権利行使が実行された場合は、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について

（発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展のため、運転資金等の内部留保を踏まえ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、現段階においては、当社は成長過程にあると認識しており、足元の運転資金等の内部留保の充実を優先することとし、配当を行っておりません。将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

財政状態の状況

（資産の部）

当事業年度末における資産は1,680,097千円となり、前事業年度末に比べ363,064千円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産が14,916千円減少した一方で、現金及び預金が41,360千円、仕掛品が84,678千円、原材料及び貯蔵品が59,000千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（負債の部）

当事業年度末における負債は1,326,837千円となり、前事業年度末に比べ113,137千円増加いたしました。これは主に、長期借入金が68,954千円、買掛金が6,739千円それぞれ減少した一方で、未払法人税等が104,206千円、未払金が12,068千円、1年内返済予定の長期借入金が22,591千円、未払費用が19,267千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産は353,259千円となり、前事業年度末に比べ249,927千円の増加となりました。これは、当期純利益147,485千円の計上に伴う繰越利益剰余金の増加に加え、札幌証券取引所アンビシャスへの新規上場時に実施した公募増資及び第三者割当増資により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ51,221千円増加したことによるものであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、エネルギー価格の高止まりや人手不足といった構造的課題を抱えつつも、緩やかな回復基調を示しました。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢等の地政学的リスクの懸念、世界的な物価上昇、金融・資本市場の変動等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するエレベーター等の昇降機メンテナンス業界においては、マンションストック戸数の増加やオフィスビルの新規開発の進展を背景に、設置台数は引き続き緩やかに増加しており、中長期的な保守・メンテナンス需要の拡大が見込まれます。一方で、企業や不動産オーナーの間では、収益性確保を重視したコスト管理意識が強まり、保守契約の見直しやサービス内容の最適化といったニーズが高まっております。また、設備の経年劣化に起因するリニューアル需要の拡大に加え、安全性や快適性の向上、故障予防や省エネルギー化への関心の高まりも、設備投資を後押しする要因となっております。

このような市場環境のもと、当社においては、顧客の経費削減ニーズに配慮しながら、エレベーターやエスカレーターの安全運行、故障対応及び災害時の早期復旧に應えるべく、既存拠点に加え、2024年9月に石垣支店（沖縄県）、同年12月に小樽支店（北海道）を新設し、営業・保守対応エリアの拡充を図りました。これらにより、既存の近隣支店との連携による相乗効果も生まれ、故障対応及び復旧対応のさらなる迅速化を実現しております。また、人財の確保と育成による技術力の向上に取り組むとともに、価格競争力と信頼性を兼ね備えた保守サービスの提供に努め、包括契約型点検プランの推進、老朽化設備に対するリニューアル提案等、営業体制の強化整備を行い、安定した収益基盤の確保と着実な成長につなげてまいりました。

当事業年度における業務形態別の売上高としては、保守業務については、保守管理契約台数が順調に推移し、売上高は1,783,532千円（前年同期比4.4%増）となりました。また、保全・リニューアル業務については、部品供給停止設備物件に対する提案強化、施工管理体制の見直しに加え、改修需要の高まりも追い風となり、売上高は2,264,585千円（前年同期比42.9%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は4,048,476千円（前年同期比23.0%増）、営業利益は264,702千円（同88.8%増）、経常利益は262,815千円（同91.1%増）、当期純利益は147,485千円（同98.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ41,360千円増加し、563,834千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は50,143千円（前事業年度は389,832千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益262,579千円の計上があった一方で、売上債権の増加による支出189,508千円、棚卸資産の増加による支出143,678千円の計上があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は15,705千円（前事業年度は14,756千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,950千円、無形固定資産の取得による支出8,940千円の計上があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は6,922千円（前事業年度は233,903千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入150,000千円、長期借入金の返済による支出196,363千円、新規上場に伴う株式の発行による収入102,442千円の計上があったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

（生産実績）

当社は、生産活動を行っていないため、生産実績に関する記載はしておりません。

（受注実績）

当社は、保全・リニューアル業務において、受注活動を行っており、第20期事業年度における受注実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	当事業年度（自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日）			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
保全・リニューアル業務	2,451,203	129.9	657,592	139.6
合計	2,451,203	129.9	657,592	139.6

（注）保守業務及びその他については、受注から売上計上までの期間が短いため、記載を省略しております。

（販売実績）

第20期事業年度における販売実績は、以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

受注業務形態の名称	当事業年度 （自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日）		
	販売高(千円)	割合(%)	前年同期比(%)
保守業務	1,783,532	44.1	104.4
保全・リニューアル業務	2,264,585	55.9	142.9
その他	358	0.0	80.9
合計	4,048,476	100.0	123.0

（注）主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先が無いため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っておりますが、見積り、予測については、不確実性を伴うため、実際の結果はこれらとの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

財政状態の状況

財政状態の状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ757,232千円増加し、4,048,476千円(前年度比23.0%増)となりました。

保守業務の売上高につきましては、既存顧客による契約が継続したこと、新規契約が順調に伸長したこと等により、76,641千円増加し、1,783,532千円(前年度比4.4%増)となりました。保全・リニューアル業務の売上高につきましては、部品供給停止物件への提案強化、施工管理体制の見直しに加え、改修需要の高まりも追い風となり、680,675千円増加し、2,264,585千円(前年度比42.9%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ541,312千円増加し、2,787,393千円(前年度比24.1%増)となりました。これは主に、保全・リニューアル業務での売上高が伸長したことに伴い、材料費が398,919千円、外注費が116,128千円それぞれ増加したこと等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、前事業年度に比べ215,920千円増加し、1,261,083千円(前年度比20.6%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ91,403千円増加し、996,380千円(前年度比10.1%増)となりました。これは主に人件費が45,215千円、代理店を介した受注が増えたことに伴い、販売手数料が21,352千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、営業利益は、前事業年度に比べ124,516千円増加し、264,702千円(前年度比88.8%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度における営業外収益は、前事業年度に比べ9,222千円増加し、16,063千円(前年度比134.8%増)となりました。これは主に、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金10,916千円(前事業年度はありません。)を計上したこと等によるものであります。

当事業年度における営業外費用は、前事業年度に比べ8,427千円増加し、17,950千円(前年度比88.4%増)となりました。これは主に、札幌証券取引所への新規上場に伴う上場関連費用9,869千円(前事業年度はありません。)を計上したこと等によるものであります。

以上の結果、経常利益は、前事業年度に比べ125,311千円増加し、262,815千円(前年度比91.1%増)となりました。

（特別損益、法人税等及び当期純利益）

当事業年度における特別利益の発生はありません。

当事業年度における特別損失は、固定資産除売却損235千円を計上しました。

当事業年度における法人税等は、前事業年度に比べ53,551千円増加し、115,094千円（前年度比87.0%増）となりました。

以上の結果、当期純利益は、前事業年度に比べ73,146千円増加し、147,485千円（前年度比98.3%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況・検討内容

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

財源及び資金の流動性に係る情報

当社は、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状況を目指し、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保に努めております。当社資本の財源及び資金の流動性につきましては、サービス提供に必要な保全修理・工事におけるエレベーター等の部材調達、人件費等の販売費及び一般管理費等の支払いから販売代金の入金までの期間が運転資金需要となっております。運転資金及び経常的な設備投資については、フリーキャッシュ・フロー、リース取引、並びに金融機関からの借入れによる資金調達を行うことを基本としておりますが、今後も事業活動を支える資金調達については、営業キャッシュ・フローの増加に努めるとともに、低コストかつ安定的な資金の確保を図り、多様な資金調達手段に取り組んでまいります。

当事業年度における借入金の残高は、463,605千円となっております。キャッシュ・フローの状況については「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える原因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針

経営者の問題認識と今後の方針は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、「売上高」、「売上高成長率」、「営業利益」、「営業利益率」及び「保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数」を重要な経営指標として管理しております。なお、これらの指標につきましては、現状の進捗としては変動性が高く安定的ではないため、また、「保守業務及び保全・リニューアル業務の契約件数」については、契約分類が複雑になるものも存在するため、対外的な目標値の開示は差し控えております。

これらの指標に対する今後の方針としては、上記2軸の売上形態をそれぞれ強化していくことにより、売上高及び営業利益の拡大につなげていきたいと考えております。また、顧客満足度の向上により、保守業務の契約件数の増加に繋がると考えており、お客様のご要望に対して、より迅速かつきめ細かに対応できるように、地域に密着したサポート体制を構築しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は55,310千円であり、その主なものは、エレベーター関連設備として遠隔監視装置31,870千円、3D測定器11,550千円及び当社基幹システム「Assist」の改修費用8,940千円であります。なお、当事業年度において、重要な設備の売却等はありません。

なお、当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	工具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	オフィス 業務設備 (社内造 作、遠隔 操作シス テム他)	2,775	2,267	— (—)	75,962	33,511	114,517	45
甲府支店 (山梨県甲 府市)を含 む支店及び 出張所47拠 点	オフィス 業務設備 (社内造 作他)	4,894	2,652	— (—)	—	—	7,547	171
その他 (東京都大 田区)	福利厚生 施設他	20,230	—	55,556 (122.47)	—	—	77,786	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は就業人員であります。
3. 当社の報告セグメントは「昇降機メンテナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都品川区)	昇降機メンテナ ンス事業	事務所	20,980
支店及び出張所47拠点 その他(本社を除く)	昇降機メンテナ ンス事業	事務所	60,980

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,790,000
計	3,790,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年8月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,015,440	1,015,440	札幌証券取引所 アンビシャス	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,015,440	1,015,440	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2025年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

2018年8月30日株主総会決議及び2018年8月30日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 1 その他 1 (注) 6
新株予約権の数(個)	600 (注) 1、5
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	694 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 2020年8月31日 至 2028年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 694 (注) 5 資本組入額 347
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式20株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は以下の算式により調整されるものとし、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、以下の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合であって、かつ権利行使を認める旨の取締役会決議がある場合にはこの限りではない。なお、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位を失った場合には、当該新株予約権者の新株予約権の全部又は一部について、確定的に権利行使ができない旨の決議を行うことができ、その場合には、会社法第287条の「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったとき」に該当するものとする。

新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で継続的な取引関係を有していることを要する。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、新株予約権の割当てを受けた者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下、「権利継承者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権の割当てを受けた者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株について20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。

6. その他1名は、当社元取締役の法定相続人になります。

第2回新株予約権

2018年8月30日株主総会決議及び2018年8月30日取締役会決議

付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 2 社外協力者 4
新株予約権の数(個)	5,920 (注)2、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,400 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	694 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2028年9月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 705 (注)5 資本組入額 352.5 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年7月31日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき220円で有償発行しております。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式20株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は以下の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、以下の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 定められた行使価額を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同第200条第2項に定める特に有利な金額である場合、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる場合を除く。）
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価格を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。但し、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職する等、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとし、この場合には、会社法第287条の新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなったときに該当するものとする。

新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、新株予約権の割当てを受けた者の相続人は、本新株予約権の内容の規定及び新株予約権の割当てを受けた者が本新株予約権に関して会社と締結した契約に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 6. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株について20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月10日 (注) 1	902,443	949,940	—	67,090	—	45,081
2025年4月24日 (注) 2	50,000	999,940	39,100	106,190	39,100	84,181
2025年5月21日 (注) 3	15,500	1,015,440	12,121	118,311	12,121	96,302

(注) 1. 2024年12月16日開催の取締役会決議により、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式数が902,443株増加しております。

2. 2025年4月25日付をもって札幌証券取引所に上場いたしました。これに伴い実施した公募増資により、発行済株式数が50,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ39,100千円増加しております。

有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 1,700円

引受価額 1,564円

資本組入額 782円

3. 2025年5月21日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）による新株式15,500株（割当価格1,564円、資本組入額782円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ12,121千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年5月31日現在

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	3	19	—	3	474	499	—
所有株式数 (単元)	—	—	57	5,676	—	24	4,395	10,152	240
所有株式数 の割合(%)	—	—	0.56	55.91	—	0.24	43.29	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
そらしづ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町2番1号 パークタワー横浜ポートサイド2007	500,000	49.23
薄田 章博	神奈川県横浜市神奈川区	153,000	15.06
村石 誠司	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	48,400	4.76
こたろう株式会社	神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町50番20号	34,000	3.34
六日市 拓也	神奈川県横浜市鶴見区	20,000	1.96
渡邊 和則	東京都板橋区	10,000	0.98
藤井 周	千葉県松戸市	8,800	0.86
末岡 由紀	北海道恵庭市	8,000	0.78
エレベーターコミュニケーションズ従業員持株会	東京都品川区南大井六丁目16番16号 鈴中ビル大森3階	8,000	0.78
株式会社グットコムアセット	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号 住友不動産西新宿ビル17階	7,200	0.70
有限会社恒志堂	北海道札幌市中央区南19条西14丁目2番35号	7,200	0.70
株式会社TMIトラスト	福岡県福岡市中央区平尾浄水町13番19号	7,200	0.70
計	-	811,800	79.94

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,015,200	10,152	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 240	—	—
発行済株式総数	1,015,440	—	—
総株主の議決権	—	10,152	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、成長に応じた株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つとして位置付けており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であります。

しかしながら、当社は、現時点において成長過程にあり、当面は経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当することで、企業価値を向上させることが株主に対する利益還元になるものと考えており、配当を行っておりません。

なお、当社は、剰余金の期末配当については、決定機関を株主総会としております。また、会社法第454条第5項に規定する中間配当については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

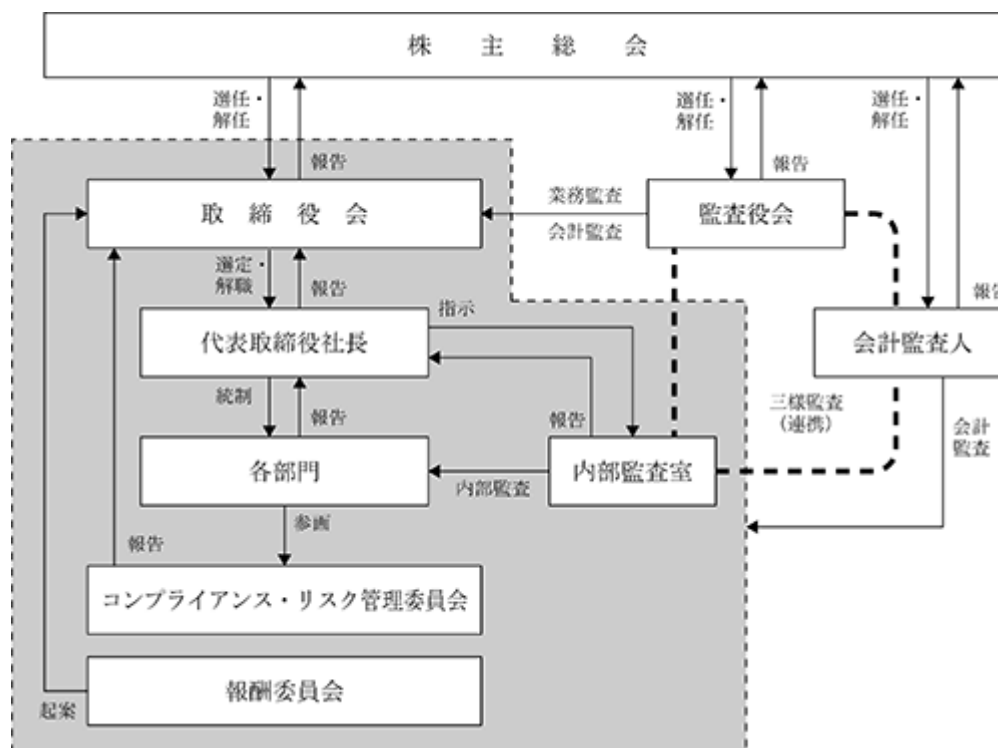
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様にスペシャリティメンテナンスをフェアプライスで」を基本方針として掲げ、株主・投資家、社会、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーの利益の最大化を目的として、事業の成長は勿論、経営体制の充実、企業活動の健全性、透明性及び効率性の向上に取り組み、持続的に健全な経営活動を遂行することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考えとしております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス上の基本機関として、株主総会のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社とする理由につきましては、経営上の重要な意思決定を行う取締役会及び取締役に対し、監査役会及び監査役が独立的かつ客観的な立場から、職務執行の適正性を監査することが有効であると考えているためであります。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制を図示すると、以下のとおりであります。



a 取締役会

当社の取締役会は、薄田章博、村石誠司、岡部眞、六日市拓也、豊田稔、岩倉慶太、渡邊和則及び松波竜太の8名（うち社外取締役は渡邊和則及び松波竜太の2名）で構成されており、薄田章博が代表取締役社長、村石誠司が取締役副社長、岡部眞が専務取締役であります。取締役会の議長は、原則として、代表取締役社長であります。毎月定例開催する定時取締役会においては、重要事項又は法令で定められた事項に関する協議及び意思決定を行うほか、月次財務状況、業務執行取締役の職務執行状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時取締役会とは別に、機動的に臨時取締役会も開催できるようにしております。なお、取締役会は、WEB会議システムを用いたりリモート出席も可能としております。

b 監査役会

当社の監査役会は、吉岡雅博、上田健一及び小泉始の3名の監査役3名（いずれも社外監査役）で構成されており、うち吉岡雅博1名が常勤監査役であります。監査役会の議長は、原則として常勤監査役であります。毎月定例開催する定時監査役会においては、定時取締役会の議案事項の意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時監査役会とは別に、機動的に臨時監査役会も開催できるようにしております。なお、監査役会は、WEB会議システムを用いたりリモート出席も可能としております。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適法性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を行っております。

また、監査役監査、会計監査人監査、内部監査それぞれの監査の充実を図ることを目的として、常勤監査役が中心となり、これら三様監査の情報交換に関するミーティングを年2回程度の頻度で開催しております。

c 会計監査人

当社は、清友監査法人との間で、監査契約を締結しております。なお、同法人及び当社監査に従事する同法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

d 内部監査室

当社は、内部監査の専門部署として、内部監査室を代表取締役社長の直下の独立的組織として設置しており、内部監査室長1名で構成されております。

内部監査室は、各部署を対象として、業務の適正性及び効率性、規程や法令等の遵守状況等について、網羅的に監査を実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門がその改善に対して取り組み、その改善状況は再度フォローアップ監査を実施することで確認しております。内部監査は、このようなPDCAサイクルの中心となる重要な自浄機能であると認識しております。

e コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社が法令遵守及びリスク管理を適切に行うことを目的として、代表取締役社長の薄田章博、代表取締役社長より指名された者（委員長）として取締役副社長兼管理本部長の村石誠司のほか、専務取締役技術本部長の岡部眞、取締役兼営業本部長の岩倉慶太、内部監査室長、オブザーバーとして常勤監査役の吉岡雅博、その他本委員会に指名された者で構成されております。

同委員会の開催については、代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する者が委員長及び議長（直近の開催においては、取締役副社長村石誠司）となり、年6回程度の定例開催をするほか、緊急を要する場合は機動的に臨時開催することとし、コンプライアンスを含む経営及び事業上のリスクの抽出・分析とそれに基づく対応策の検討を行うほか、重要なクレーム及びトラブル報告、コンプライアンスの状況報告等を行うこととしております。

f 報酬委員会

当社は、取締役報酬の公正性、客観性及び透明性を確保することを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の報酬委員会を設置しております。同委員会は、代表取締役社長の薄田章博、取締役の渡邊和則及び松波竜太の3名（うち渡邊和則及び松波竜太の2名は社外取締役）で構成されており、同委員会の委員長は、社外取締役である委員のうちから互選により決定しております。

同委員会は、2024年8月に決定した取締役報酬に関しては2回開催し、取締役会で選定された委員長及び議長（直近の開催においては、社外取締役松波竜太）となり、独立的な立場から、各業務執行取締役の企業価値向上への貢献度や今後の期待される責務等を総合的に勘案し、公正かつ慎重に評価を行い、定時株主総会後に開催される臨時取締役会において、各業務執行取締役の評価結果に基づく報酬案を起案することとしております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法上に準拠した内部統制システムの整備に関する基本方針として、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議しております。

a 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(コーポレート・ガバナンス)

- ・取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、コーポレートガバナンス・ガイドライン及び取締役会規程等に従い、経営の基本方針並びに業務執行に関する重要事項を決定し、組織・体制を整備するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ・取締役会は、社外取締役を複数選定し、相互牽制機能の向上を図る。
- ・監査役会は、「監査役監査基準」、「監査役会規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(コンプライアンス)

- ・取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンスの基本原則」を策定する。
- ・取締役会は、誠実かつ公正な企業活動、反社会的勢力との関係遮断等を徹底する。
- ・法令違反行為、不正行為等を発見した場合は、予め設置された窓口に報告する体制を整備する。
- ・被監査部門から独立した内部監査部門を設置するとともに、年度ごとに「内部監査の監査方針」を策定し、これに基づき法令、業務における諸規程等の遵守態勢、リスクに対する監査を行い、その結果を、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役は、法令、取締役会規程及び文書管理規程等により、株主総会議事録及び取締役会議事録の職務執行に係る文書を適切に保存及び管理を行い、常時閲覧できる体制を整備する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理方法を社内規程等で定め、コンプライアンス体制の維持・強化を図る。
- ・経理規程、与信管理規程、危機管理規程等の諸規程の見直しを恒常的にを行い、必要に応じた新規、改定の整備を行う。

d 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(取締役会)

- ・取締役会は、当社の目指す姿と業績目標を明確にし、経営計画を策定する。

(本部制)

- ・業務執行の効率性を高めるために取締役が管掌役員となり、職務領域別に本部制を採用する。また、各部門長を置き、法令、定款及び社内規程等に従い、担当領域の職務を行う。
- ・経営企画部門及び管理部門は、経営計画及び損益における進捗管理を構築し、適宜改善を図る。

(職務権限・責任の明確化)

- ・適正かつ効率的な職務を執行するため、社内規程の整備、各役職者の権限と責任を明確化する。

e 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・法令及び会計基準に適合した財務諸表の作成に係る社内規程を整備し、財務情報の適正かつ適時な開示体制の強化に努める。
- ・財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況について改善を図る。
- ・取締役会は、財務報告に関する基本方針を定め、財務報告の適正性を確保し、財務状態及び経営成績について、真実かつ明瞭な報告を行うための体制を整備する。

f 監査役会への報告に関する体制

- ・監査役は、経営上の重要な会議へ出席し、また、重要な意思決定にかかる文書を閲覧することができる。
- ・取締役は、法令が定める事項の他、財務及び事業に重大な影響を及ぼす可能性がある事項については、直ちに監査役会に報告する。
- ・使用人は、当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事実等について、直接、監査役会に報告することができる。
- ・監査役会に報告・相談を行ったことに対する不利益な取り扱い禁止の規程を整備し、役職員に周知徹底する。

g その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- ・内部監査部門は、監査に協力すること等により、監査役会との連携を強化する。
- ・役職員は、監査役会の求めに応じて、随時業務執行に関する事項の説明を行うとともに、必要な監査協力を行う。
- ・監査役会は、監査を行ううえで必要な場合、弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査役の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

リスク管理体制の整備状況

当社は、全社的なコンプライアンス及びリスク管理活動の推進を目的として、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」の制定、コンプライアンスを含むリスク管理に関する協議等を行うコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、積極的な整備に取り組んでおります。

また、従業員を対象としたコンプライアンスやリスクに関する社内研修を実施するほか、必要に応じて、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

取締役の定数

当社の取締役は9名以下とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、会社法第341条の規定に基づき、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

責任限定契約

当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であります。保険料は全額当社負担とし、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等を、当該保険により填補することとしております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害の場合は、填補の対象外とする等、一定の免責事由があります。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件に基づき、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己株式の取得

当社は、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策を遂行することを目的とし、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度における取締役会の開催回数（リモート開催含む。）は19回で、活動状況は以下のとおりであります。

なお、取締役会における具体的な検討内容としては、各管掌部門の業務報告、現状課題等に関する協議、年度予算の進捗管理、新規設備投資や事業計画に関わる審議、年度予算及び中期経営計画の策定等であります。

役 職	氏 名	出席回数（出席率）
代表取締役社長	薄田 章博	19回 / 19回（100.0％）
取締役副社長	村石 誠司	19回 / 19回（100.0％）
専務取締役	岡部 眞	19回 / 19回（100.0％）
取締役	六日市 拓也	18回 / 19回（ 94.7％）
取締役	豊田 稔	19回 / 19回（100.0％）
取締役	岩倉 慶太	14回 / 15回（ 93.3％）
取締役	渡邊 和則	19回 / 19回（100.0％）
取締役	松波 竜太	19回 / 19回（100.0％）
常勤監査役	吉岡 雅博	19回 / 19回（100.0％）
監査役	上田 健一	18回 / 19回（ 94.7％）
監査役	小泉 始	19回 / 19回（100.0％）

- (注) 1．渡邊和則及び松波竜太は、社外取締役であります。
2．吉岡雅博、上田健一及び小泉始は、社外監査役であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	薄田 章博	1971年 1 月10日	1989年 4 月 1991年11月 1995年 4 月 2000年 4 月 2005年 7 月 2006年 2 月 2019年 4 月	北海製罐株式会社（現ホッカンホールディングス株式会社）入社 シティーハウス株式会社入社 有限会社ヒロテック設立 代表就任 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 株式会社日本リフツエンジニアリング入社 当社設立 代表取締役社長就任（現任） エレベーターアクシス株式会社 取締役就任	(注) 3	653,000 (注) 5
取締役副社長	村石 誠司	1974年11月11日	1993年 4 月 1997年 7 月 1998年 3 月 2008年 8 月 2008年10月 2012年10月 2019年 4 月	日塩株式会社入社 株式会社斉藤工業所入社 丸一輸送興業株式会社入社 当社入社 当社専務取締役就任 当社取締役副社長就任（現任） エレベーターアクシス株式会社取締役就任	(注) 3	82,400 (注) 6
専務取締役	岡部 眞	1959年10月23日	1978年 4 月 1981年 9 月 2014年11月 2020年 9 月 2019年 8 月 2023年 9 月	大和昇降機サービス有限会社入社 有限会社西部エレベーターサービス入社 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任（現任） エレベーターアクシス株式会社代表取締役就任 エレベーターアクシス株式会社取締役就任（現任）	(注) 3	680
取締役	六日市 拓也	1973年 1 月 6 日	1993年 4 月 1998年 7 月 2002年 5 月 2006年 6 月 2019年 1 月 2020年 8 月	株式会社北洋施設入社 有限会社カネワ通商入社 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	20,000
取締役	豊田 稔	1979年10月 3 日	1999年 4 月 2004年 3 月 2006年 8 月 2007年 2 月 2019年 1 月 2022年 2 月	株式会社ビルシステム21入社 ジャパンエレベーターサービス株式会社入社 トヨタビルテクノサービス株式会社入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任（現任）	(注) 3	1,000
取締役	岩倉 慶太	1968年10月15日	1991年 4 月 2023年 6 月 2024年 8 月	富士ゼロックス北海道株式会社（現 富士フィルムイノベーションジャパン株式会社）入社 当社入社 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役	渡邊 和則	1971年 4 月 6 日	1993年11月 1997年 4 月 2001年10月 2004年 2 月 2008年 7 月 2011年 4 月 2012年 5 月 2013年 2 月 2013年 5 月 2018年 6 月 2018年10月 2019年 9 月	税理士大森雅則会計事務所入所 株式会社佑和企画入社 株式会社アドップ設立 代表取締役就任（現任） 有限会社アール（現株式会社ジーライフ）設立 取締役就任 株式会社フクリコ設立 代表取締役就任 株式会社CANBAS取締役就任（現任） 一般社団法人日本消防防災電気エネルギー標識工業会設立 会長就任（現任） 一般社団法人日本事業者団体連合会設立 専務理事就任（現任） 株式会社システムクレール取締役就任（現任） 当社取締役就任（現任） 株式会社オズ&テック取締役就任 株式会社サン顧問就任	(注) 3	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	松波 竜太	1971年 8月16日	1994年 4月 2002年10月 2002年10月 2013年 5月 2020年 8月 2021年 8月	株式会社大塚商会入社 税理士登録 松波竜太税理士事務所開所 代表就任 さいたま新都心税理士法人設立 代表社員就任 (現任) 当社監査役就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	2,600
常勤監査役	吉岡 雅博	1959年 6月21日	1983年 4月 1988年 8月 1998年11月 2017年 1月 2021年 7月 2021年11月 2023年 5月	株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行) 入行 建設省(現国土交通省) 退職出向 株式会社KPMG Global Solution(現株式会社KPMG FAS) 入社 KPMG Advisory LLP(Singapore) 出向 合同会社M-SANビジネス・コンシェルジュ設立 代表社員就任(現任) 当社常勤監査役就任(現任) 株式会社エスエーティ取締役就任	(注) 4	—
監査役	上田 健一	1969年10月13日	1992年 4月 1998年 2月 1998年 2月 2002年 4月 2019年 7月	ソニー株式会社入社 税理士登録 上田健一税理士事務所開所 代表就任(現任) 有限会社ケー・ビー・エス(現株式会社ケー・ビー・エス) 設立 代表就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	2,800
監査役	小泉 始	1978年 3月 3日	2006年 4月 2007年 9月 2007年10月 2010年 1月 2013年 4月 2015年 6月 2021年 8月 2021年 9月 2024年 1月	司法研修所入所 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) AZX総合法律事務所入所 福吉法律事務所入所 いずみ法律事務所開設 代表就任(現任) ゼネリックソリューション株式会社監査役就任 (現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社NextNinja監査役就任(現任) 株式会社グッドコムアセット監査役就任(現任)	(注) 4	2,000
計						774,480

- (注) 1. 取締役渡邊和則及び松波竜太は、社外取締役であります。
2. 監査役吉岡雅博、上田健一及び小泉始は、社外監査役であります。
3. 任期は、2025年 1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期は、2025年 1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長薄田章博の所有株式数は、同氏が保有する資産管理会社のそらしづ株式会社が所有する当社株式を含めております。
6. 取締役副社長村石誠司の所有株式数は、同氏が保有する資産管理会社のこたろう株式会社が所有する当社株式を含めております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は 2 名、社外監査役は 3 名であります。

当社は、札幌証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考しており、当社と特別な利害関係がなく客観的な立場で取締役の業務執行に対するけん制機能を果たすことができる人財を選任しております。

社外取締役渡邊和則は、企業経営の経験を有しており、高い見識と豊富な経験を当社経営陣に対する意見表明や経営の監督に活かせるものと判断し、社外取締役として選任をしております。また、社外取締役渡邊和則は、当社株式(10,000株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役松波竜太は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主に財務会計分野において、当社の監督に相応しい者であると判断し、社外取締役として選任をしております。また、社外取締役松波竜太は、当社株式(2,600株)を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役吉岡雅博は、大手銀行を経てF A S業務に従事されてきた専門的な知識や豊富な経験に基づき、豊富な経験と見識を当社の監査に活かせるものと判断し、選任しております。また、社外監査役吉岡雅博は、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役上田健一は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の監査に活かせるものと判断し、選任をしております。また、社外監査役上田健一は、当社株式（2,800株）及び当社新株予約権（潜在株式8,000株）を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係（一部所有不動産に係るエレベーター保守契約（条件は市場価格相当）を除く。）、その他の利害関係はありません。

社外監査役小泉始は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有していることから、主としてコンプライアンス面において、当社の監査に活かせるものと判断し、選任をしております。また、社外監査役小泉始は、当社株式（2,000株）を保有しておりますが、この他、当社との間で、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の結果、その他の重要事案についての報告を受けることとし、社外取締役及び社外監査役の専門性、経験、知見に基づく発言・提言を行っております。

また、社外取締役は取締役会に出席する等、経営に関する重要な意思決定事項を監督しております。

社外監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会に出席し、適宜意見を表明するとともに、定期的開催する監査役会において常勤監査役から内部監査の状況、コンプライアンス・リスク管理委員会や役員連絡会等の重要な会議の内容、閲覧した重要書類の概要、内部統制の状況等について報告を受けております。また、監査役、内部監査担当者及び会計監査人間でのミーティングを定期的開催し、相互に連携することにより、それぞれの監査の実効性や質的向上を図っております。

また、社外取締役は、取締役会への出席により、内部監査、監査役監査、会計監査人による会計監査の状況、内部統制の整備状況の報告を受け、経営の監督を行うとともに、重要な意思決定に参加しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、うち1名が常勤監査役として選定されております。毎月定例開催する定時監査役会においては、定時取締役会の議案事項の意見交換を行うほか、監査役監査の実施状況等の報告も行っております。また、緊急で意思決定及び報告を要する事項が発生する場合は、月1回の定時監査役会とは別に、機動的に臨時監査役会も開催できるようにしております。なお、監査役会は、WEB会議システムを用いたりリモート出席も可能としております。

当該事業年度における各監査役の監査役会の出席状況は、以下のとおりであります。

地位	氏名	出席回数（出席率）
常勤監査役	吉岡 雅博	16回 / 16回（100.0％）
監査役	上田 健一	16回 / 16回（100.0％）
監査役	小泉 始	16回 / 16回（100.0％）

（注）監査役会の議長は、常勤監査役吉岡雅博であります。

監査役監査については、常勤監査役を中心として、取締役の職務執行状況に関する適法性の監査（業務監査）、会社法に準じた決算に関する適正性の監査（会計監査）を行っております。監査役上田健一は、税理士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、税務の観点から会計監査の有効性を高めております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、それぞれの監査の実効性、網羅性及び効率性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と有機的な連携・相互補完を図るため、適宜、情報の共有化、意見交換等、相互連携の強化に努めており、また、年2回、三様監査の情報交換に関するミーティングを開催しております。

内部監査の状況

当社は、内部監査の専門部署として、内部監査室を代表取締役社長の直下の独立的組織として設置しており、内部監査室長1名で構成されております。

内部監査室は、各部署を対象として、業務の適正性及び効率性、社内規程や法令等の遵守状況等について、網羅的に内部監査を実施しております。

内部監査により抽出された指摘事項については、被監査部門にフィードバックされ、被監査部門がその改善に対して取り組み、その改善状況については、再度フォローアップ監査を実施することで検証・確認しております。

内部監査は、このようなPDCAサイクルの中心となる重要な自浄機能であると認識しております。

内部統制の構築・運用に関しては、内部監査室は、三様監査の上交換で得た情報や意見を参考にし、内部統制関連部門に対して、リスクの状況に応じた内部監査を実施し、その結果は代表取締役社長をはじめ取締役会にて報告しております。また、監査結果については、監査役会から適宜レビューを受けております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

清友監査法人

b 継続監査期間

3年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員・業務執行社員 矢本 博三

指定社員・業務執行社員 井川 浩典

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他1名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に沿って、会計監査人の選定に際して、当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質及び独立性等を有していること並びに当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることの品質管理体制等を総合的に勘案しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後に最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等に沿って、当社の会計監査人に求められる専門性、監査品質及び独立性等を有していること並びに当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることの品質管理体制等を総合的に勘案して、監査法人の評価を行っております。その結果、監査役会は監査法人と緊密なコミュニケーションを取っており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。当社の監査法人である清友監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題なく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
15,000	—	18,000	2,000

当事業年度における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務等であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く。）

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の会社規模、特性、監査日数を考慮し、監査役会の同意を得たうえで決定をしております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容・会計監査の職務遂行状況について相当性を確認し、監査時間と報酬単価の精査を通じて報酬見積りの算出根拠・策定内容について検討した結果、会計監査人の監査報酬等は妥当であると判断し会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を機関決定しておりませんが、取締役及び監査役の報酬等の額の決定をするにあたり、透明性、公平性及び責任を確保できる報酬体系にあると考えております。そのため、任意の報酬委員会を設置し、ステークホルダーの利益を考慮し、報酬制度が市場の標準に適合していることを確認いたします。また、決定方法については、市場水準、経営内容及び従業員給与とのバランスを考慮しております。

各取締役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。監査役の報酬限度額は、2018年8月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された総額限度内において、各取締役の職務・職責・成果等の評価、類似企業の役員報酬水準、当社の経営状況を総合的に勘案し、各取締役との面談及びヒアリング、報酬委員会の開催（2024年8月に決定した取締役報酬に関しては、2回開催）及び適宜の意見交換を経て、報酬委員会が原案を作成の上、取締役会において起案し、算定根拠の妥当性について質疑応答及びディスカッションの結果、最終決定しております。監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職責を基準に監査役会にて協議を行い、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	75,930	75,930	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	14,280	14,280	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としておりますが、原則として純投資目的である投資株式は保有しない方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年6月1日から2025年5月31日まで)の財務諸表について、清友監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、定期的に監査法人との協議を実施しており、また、必要に応じてその他会計専門家からの情報共有、財務・会計に関する各種研修セミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	522,473	563,834
売掛金	289,609	476,554
仕掛品	86,069	170,747
原材料及び貯蔵品	150,120	209,121
前払費用	20,858	25,576
その他	202	3,493
貸倒引当金	788	1,238
流動資産合計	1,068,546	1,448,089
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 30,392	2 27,900
工具、器具及び備品（純額）	3,830	4,920
土地	2 55,556	2 55,556
リース資産（純額）	72,444	75,962
有形固定資産合計	1 162,224	1 164,339
無形固定資産		
ソフトウェア	20,790	33,511
その他	16,129	129
無形固定資産合計	36,920	33,641
投資その他の資産		
関係会社株式	3,000	3,000
破産更生債権等	4,360	6,923
長期前払費用	259	300
繰延税金資産	30,186	15,270
その他	15,895	15,456
貸倒引当金	4,360	6,923
投資その他の資産合計	49,341	34,026
固定資産合計	248,486	232,007
資産合計	1,317,032	1,680,097

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	246,038	239,299
1 年内返済予定の長期借入金	² 151,956	² 174,548
リース債務	38,852	33,376
未払金	58,973	71,041
未払費用	58,312	77,579
未払法人税等	12,156	116,363
契約負債	186,407	188,910
預り金	20,709	32,482
賞与引当金	4,500	12,000
その他	34,885	39,673
流動負債合計	812,792	985,275
固定負債		
長期借入金	² 358,012	² 289,057
リース債務	42,824	52,434
その他	70	70
固定負債合計	400,906	341,562
負債合計	1,213,699	1,326,837
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,090	118,311
資本剰余金		
資本準備金	45,081	96,302
資本剰余金合計	45,081	96,302
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,251	137,234
利益剰余金合計	10,251	137,234
株主資本合計	101,920	351,847
新株予約権	1,412	1,412
純資産合計	103,332	353,259
負債純資産合計	1,317,032	1,680,097

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
売上高	1 3,291,243	1 4,048,476
売上原価	2,246,081	2,787,393
売上総利益	1,045,162	1,261,083
販売費及び一般管理費	2 904,976	2 996,380
営業利益	140,186	264,702
営業外収益		
受取利息	3	300
補助金収入	—	11,166
受取保険金	3,829	997
受取賃貸料	1,120	950
その他	1,887	2,649
営業外収益合計	6,841	16,063
営業外費用		
支払利息	7,070	6,872
遅延損害金	1,000	—
上場関連費用	—	9,869
その他	1,452	1,209
営業外費用合計	9,523	17,950
経常利益	137,504	262,815
特別損失		
固定資産除売却損	3 1,622	3 235
特別損失合計	1,622	235
税引前当期純利益	135,882	262,579
法人税、住民税及び事業税	12,156	100,178
法人税等調整額	49,387	14,916
法人税等合計	61,543	115,094
当期純利益	74,339	147,485

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)		当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	1,001,200	43.6	1,400,119	48.8
外注費		304,543	13.3	420,671	14.6
労務費		735,480	32.0	780,874	27.2
経費	2	255,791	11.1	270,406	9.4
当期総製造費用		2,297,016	100.0	2,872,071	100.0
期首仕掛品棚卸高		35,133		86,069	
合計		2,332,150		2,958,141	
期末仕掛品棚卸高		86,069		170,747	
当期売上原価		2,246,081		2,787,393	

(注) 1 材料費の内容は、主にエレベーター及びエスカレーターの保守、保全工事及びリニューアル工事に使用する各種部材の購入費であります。

2 主な内訳は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
旅費交通費	94,315	97,447
減価償却費	44,160	38,218
車両費	38,119	43,452
支払リース料	39,865	46,337

(原価計算の方法)
制度としての原価計算は、採用しておりません。仕掛品の内容は特定の保全及びリニューアル工事に関連付けられた工事部材の購入費であります。

【株主資本等変動計算書】
前事業年度(自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	67,090	45,081	45,081	84,590	84,590	27,581	1,412	28,993
当期変動額								
当期純利益				74,339	74,339	74,339		74,339
当期変動額合計	—	—	—	74,339	74,339	74,339	—	74,339
当期末残高	67,090	45,081	45,081	10,251	10,251	101,920	1,412	103,332

当事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	67,090	45,081	45,081	10,251	10,251	101,920	1,412	103,332
当期変動額								
当期純利益				147,485	147,485	147,485		147,485
新株の発行	51,221	51,221	51,221			102,442	-	102,442
当期変動額合計	51,221	51,221	51,221	147,485	147,485	249,927	-	249,927
当期末残高	118,311	96,302	96,302	137,234	137,234	351,847	1,412	353,259

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	135,882	262,579
減価償却費	62,078	56,238
長期前払費用償却額	1,321	592
固定資産除売却損益 (は益)	1,622	235
補助金収入	—	11,166
受取保険金	3,829	997
貸倒引当金の増減額 (は減少)	378	3,013
賞与引当金の増減額 (は減少)	4,370	7,500
受取利息	3	300
支払利息	7,070	6,872
上場関連費用	-	9,869
売上債権の増減額 (は増加)	55,956	189,508
棚卸資産の増減額 (は増加)	89,222	143,678
仕入債務の増減額 (は減少)	81,210	6,739
契約負債の増減額 (は減少)	137,071	2,503
その他	19,308	59,738
小計	404,474	56,752
利息の受取額	3	300
補助金の受取額	—	11,166
保険金の受取額	3,829	997
利息の支払額	7,070	6,872
法人税等の支払額	11,404	12,201
営業活動によるキャッシュ・フロー	389,832	50,143

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,160	2,950
有形固定資産の売却による収入	1,850	-
無形固定資産の取得による支出	16,000	8,940
関係会社株式の売却による収入	1,000	-
その他	446	3,814
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,756	15,705
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	40,000	150,000
長期借入金の返済による支出	217,893	196,363
リース債務の返済による支出	56,010	39,286
株式の発行による収入	-	102,442
上場関連費用の支出	-	9,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	233,903	6,922
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	141,172	41,360
現金及び現金同等物の期首残高	381,300	522,473
現金及び現金同等物の期末残高	522,473	563,834

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	19年
建物附属設備	8～17年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社はエレベーター等の保守業務及び保全・リニューアル業務を主たる事業としております。

エレベーター等の保守業務に関しては、顧客との契約期間におけるサービス提供を通じて、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたりサービスの提供に応じて収益を認識しております。

保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき、収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、保全・リニューアル業務については、原則として契約時に受注金額の2分の1を受領しております。加えて、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシ

か負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年5月31日)	当事業年度 (2025年5月31日)
繰延税金資産	30,186	15,270

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類を実施し、将来の利益計画に基づいて将来課税所得を見積り、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

将来の利益計画は、取締役会で承認された年度予算及び中期経営計画を基礎としております。利益計画における重要な見積りは売上高であり、売上高の見積りにおける重要な仮定は、契約(平均)単価と契約数(受注数)であります。これらの数値は、過去の経験、現在及び見込まれる経済状況並びに市場動向を考慮して算定しており、「保守契約当たり単価×契約数」、「保全工事並びにリニューアル工事の平均単価×受注数」等の計算値に基づいて予測しております。

将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該前提条件や仮定に変更が生じ、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の取崩が発生し利益金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、I F R S 第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、I F R S 第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、I F R S 第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、I F R S 第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	378,350千円	421,577千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
建物	22,011千円	20,230千円
土地	55,556千円	55,556千円
計	77,567千円	75,786千円

	前事業年度 (2024年 5 月31日)	当事業年度 (2025年 5 月31日)
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	66,628千円	62,954千円
計	66,628千円	62,954千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
役員報酬	96,460千円	90,210千円
給与手当	276,426 "	324,077 "
地代家賃	126,530 "	127,253 "
減価償却費	17,918 "	18,019 "
貸倒引当金繰入額	565 "	3,479 "
賞与引当金繰入額	— "	2,850 "

おおよその割合

販売費	14.4 %	14.6 %
一般管理費	85.6 %	85.4 %

3 固定資産除売却損の内容は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
(売却損)		
リース資産	1,612千円	— 千円
(除却損)		
工具、器具及び備品	9千円	235千円
リース資産	0 "	— "
計	1,622千円	235千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	47,497	—	—	47,497

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権 (2018年８月30日発行)	—	—	—	—	—	—
第２回新株予約権 (2018年８月30日発行)	—	—	—	—	—	1,412
合計		—	—	—	—	1,412

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年６月１日 至 2025年５月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	47,497	967,943	—	1,015,440

(注) １．2025年１月10日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。

２．普通株式の発行済株式総数の増加902,443株は、株式分割による増加であります。

３．普通株式の発行済株式総数の増加50,000株は、新規上場に伴う公募増資による増加であります。

４．普通株式の発行済株式総数の増加15,500株は、新規上場に伴う第三者割当増資による増加であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回新株予約権 (2018年８月30日発行)	—	—	—	—	—	—
第２回新株予約権 (2018年８月30日発行)	—	—	—	—	—	1,412
合計		—	—	—	—	1,412

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
現金及び預金	522,473千円	563,834千円
現金及び現金同等物	522,473千円	563,834千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

前事業年度 (2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

当事業年度 (2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、エレベーター遠隔監視装置であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主要業務である昇降機設備の保守業務及び保全・リニューアル業務を全国に展開するための支店及び出張所の開設に伴う設備投資に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として預金として運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ契約も存在しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、当社事業は日本国内において展開していることから外貨建ての営業債権は原則として存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

有価証券及び投資有価証券は、関係会社 1 社に対するもののみであり、その他の有価証券投資は行っておりません。

営業債務である買掛金は、すべて 1 年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は存在しておらず、為替の変動リスクはありません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に支店開設及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は原則として決算日後、5 年以内であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各支店が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務は存在しないため、為替の変動リスクには晒されておられません。

一部の借入金、変動金利のため支払金利の変動リスクが存在しますが、現時点において金利変動リスクは高くないと考えており、金利スワップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、毎月、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対する債権はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（*2を参照ください。）

前事業年度(2024年 5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金(*3)	4,360 4,360		
	0	0	—
資産計	0	0	—
(1) 長期借入金	509,969	508,556	1,412
(2) リース債務	81,677	83,624	1,947
負債計	591,646	592,181	535

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
非上場株式	3,000

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2025年 5月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金(*3)	6,923 6,923		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 長期借入金	463,605	463,526	79
(2) リース債務	85,811	88,428	2,617
負債計	549,416	551,955	2,538

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	3,000

(*3) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	522,473	—	—	—
売掛金	289,609	—	—	—
合計	812,083	—	—	—

当事業年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	563,834	—	—	—
売掛金	476,554	—	—	—
合計	1,040,389	—	—	—

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	151,956	124,300	121,592	60,332	6,298	45,489
リース債務	38,852	23,994	12,599	5,335	894	—
合計	190,809	148,295	134,192	65,668	7,192	45,489

当事業年度(2025年5月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	174,548	171,378	64,268	6,864	4,200	42,344
リース債務	33,376	22,096	15,142	11,021	4,172	—
合計	207,924	193,475	79,411	17,886	8,373	42,344

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	0	0
資産計	—	—	0	0
長期借入金	—	508,556	—	508,556
リース債務	—	83,624	—	83,624
負債計	—	592,181	—	592,181

当事業年度(2025年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	463,526	—	463,526
リース債務	—	88,428	—	88,428
負債計	—	551,955	—	551,955

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットで貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関連会社株式	3,000
計	3,000

当事業年度(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関連会社株式	3,000
計	3,000

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度7,520千円、当事業年度7,632千円であります。

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2025年５月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2025年１月10日に１株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第１回ストック・オプション
決議年月日	2018年８月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 ４名 当社従業員 １名 その他 １名（注）
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 12,000株
付与日	2018年８月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2020年８月31日～2028年８月31日

（注）その他１名は、元取締役の法定相続人になります。

	第２回ストック・オプション
決議年月日	2018年８月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 ２名 当社監査役 ２名 社外協力者 ４名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 118,400株
付与日	2018年８月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	-
権利行使期間	2018年10月１日～2028年９月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	12,000	118,400
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	12,000	118,400

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
決議年月日	2018年8月30日	2018年8月30日
権利行使価格(円)	694	694
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回ストック・オプション及び第2回ストック・オプションは、付与時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社株式の評価方法は、DCF方式及びマルチプル法により算出した価格を総合的に勘案して算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	196,382 千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	— 円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,378千円	3,674千円
貸倒引当金	1,116 "	2,499 "
資産除去債務	4,631 "	4,953 "
繰越欠損金	25,805 "	— "
未払費用	1,854 "	2,234 "
未払事業税	—	6,863
その他	33 "	34 "
繰延税金資産小計	34,817千円	20,257千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—千円	—千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	4,631 "	4,987 "
評価性引当額小計	4,631千円	4,987千円
繰延税金資産合計	30,186千円	15,270千円
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	—千円	—千円
繰延税金資産の純額	30,186千円	15,270千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損金	—	—	—	—	—	25,805	25,805
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	25,805	25,805

(注) 1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 将来の課税所得について合理的に見積りを行った結果、評価性引当額を差し引いた残額について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するため回収可能と判断しております。

当事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

該当事項はありません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 %	1.6 %
住民税均等割等	8.9 %	4.8 %
留保金課税	-	6.6 %
評価性引当額の増減	3.9 %	0.1 %
税率変更による影響	5.1 %	- %
その他	0.1 %	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.3 %	43.8 %

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第13号）が2025年 3 月31日に国会で成立したことに伴い、2026年 4 月 1 日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行なわれることになりました。

これに伴い、2026年 6 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都において、当社従業員のための福利厚生施設（社宅）として、賃貸住宅を所有しております。なお、賃貸住宅の一部については、賃貸収益を得ることを目的として使用賃貸しているため、福利厚生施設を含む全体を賃貸等不動産としております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は898千円（賃貸収益は営業外収益に計上）であります。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は727千円（賃貸収益は営業外収益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	79,348	77,567
	期中増減額	1,781	1,781
	期末残高	77,567	75,786
期末時価		92,852	96,806

(注) １．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．期末の時価は、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなし、土地については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
	売上高	売上高
保守業務	1,706,890	1,783,532
保全・リニューアル業務	1,583,910	2,264,585
その他	443	358
顧客との契約から生じる収益	3,291,243	4,048,476
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,291,243	4,048,476

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）

５ 収益及び費用の計上基準」に、記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(１) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当事業年度 (自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)		
受取手形	6,600	—
売掛金	339,530	289,609
顧客との契約から生じた債権(期末残高)		
売掛金	289,609	476,554
契約負債(期首残高)	49,335	186,407
契約負債(期末残高)	186,407	188,910

契約負債は、主に保全・リニューアル業務における前受対価の受領により増加し、履行義務の充足により減少いたします。

前事業年度及び当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は、それぞれ49,335千円及び186,407千円であります。

前事業年度において、契約負債が137,000千円増加した理由は、保全・リニューアル業務に係る支払い条件見直しにより、契約時に受注金額の2分の1を受領するように基本統一したことによるものであります。

(２) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、昇降機メンテナンス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保守業務	保全・リニューアル 業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,706,890	1,583,910	443	3,291,243

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

当事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	保守業務	保全・リニューアル 業務	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,783,532	2,264,585	358	4,048,476

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1．関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

2．開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	薄田 章博	—	—	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 16.1 間接 52.6	債務被保証	当社の銀行 借入に対する 債務被保証（注）1	82,942	—	—
							当社のリース に対する 債務被保証（注）2	4,135	—	—
							当社の不動産賃貸借契約 に対する 債務被保証（注）3	34,841	—	—

(注) 1．当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
2．当社は、リース取引に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
3．当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に対して、代表取締役社長薄田章博より債務保証を受けております。取引金額については、年間の賃借料を記載しており、期末の未払賃借料はありません。また、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 2024年 6 月 1 日 至 2025年 5 月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり純資産額	107.29 円	346.49 円
1株当たり当期純利益	78.25 円	154.33 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	141.26 円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株につき、20株の割合で株式分割を行っております。そのため前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 当社株式は、2025年4月25日に札幌証券取引所アンビシャスに新規上場したため、2025年5月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から2025年5月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整額1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当事業年度 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	74,339	147,485
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	74,339	147,485
普通株式の期中平均株式数(株)	949,940	955,613
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	88,406
(うち新株予約権(株))	—	(88,406)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	49,381	—	—	49,381	21,480	2,492	27,900
工具、器具及び備品	29,654	2,950	1,028	31,576	26,656	1,624	4,920
土地	55,556	—	—	55,556	—	—	55,556
リース資産	405,983	43,420	—	449,403	373,440	39,901	75,962
有形固定資産計	540,574	46,370	1,028	585,917	421,577	44,018	164,339
無形固定資産							
ソフトウェア	78,841	24,940	—	103,781	70,270	12,219	33,511
その他	16,129	8,940	24,940	129	—	—	129
無形固定資産計	94,971	33,880	24,940	103,911	70,270	12,219	33,641
長期前払費用	259	300	259	300	-	-	300

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

有形固定資産 リース資産 遠隔監視装置 31,870千円

有形固定資産 リース資産 3D測定器 11,550千円

無形固定資産 ソフトウェア 当社基幹システム「Assist」開発 24,940千円

2. 当期減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

無形固定資産 その他 ソフトウェア仮勘定の本勘定への振り替え 24,940千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	151,956	174,548	0.69	—
1年以内に返済予定のリース債務	38,852	33,376	2.91	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	358,012	289,057	0.71	2026年6月1日～2039年11月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	42,824	52,434	2.91	2026年6月1日～2030年1月31日
その他有利子負債	—	-	—	—
合計	591,646	549,416	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	171,378	64,268	6,864	4,200
リース債務	22,096	15,142	11,021	4,172

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,148	3,479	—	466	8,161
賞与引当金	4,500	12,000	4,500	—	12,000

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	348
預金	
普通預金	563,486
計	563,486
合計	563,834

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
明鏡管理サービス株式会社	19,576
大江戸温泉物語ホテルズ&リゾート株式会社	16,612
共和観光株式会社	10,950
鴻池ビルテクノ株式会社	10,387
青森リゾート株式会社	9,674
その他	409,352
合計	476,554

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$ 365
(A)	(B)	(C)	(D)		
289,609	4,453,324	4,266,379	476,554	90.0	31.3

仕掛品

品名	金額(千円)
保全及びリニューアル工事部材	170,747
合計	170,747

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
保守及び保全用予備品	199,874
作業服	8,220
ロープ	826
その他	199
合計	209,121

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社JAPAN SAMIL ELTEC	112,889
株式会社ケーエム	14,242
株式会社EES	13,288
株式会社日立ビルシステム	12,795
株式会社芝罘製作所	9,674
その他	76,409
合計	239,299

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	75,859
未払事業税	22,411
未払住民税	18,092
合計	116,363

契約負債

相手先	金額(千円)
株式会社レーサム	19,750
陽向電工株式会社	13,288
株式会社A0	10,142
社会医療法人 輝城会	9,356
楽途商事株式会社	8,470
その他	127,903
合計	188,910

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高 (千円)	—	1,901,731	2,980,257	4,048,476
税引前四半期(当期) 純利益 (千円)	—	108,907	192,588	262,579
四半期(当期)純利益 (千円)	—	68,182	118,302	147,485
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	71.77	124.53	154.33

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	—	36.33	52.76	30.00

- (注) 1. 当社は、2025年4月25日付をもって札幌証券取引所アンビシャスに上場いたしましたので、中間会計期間に係る半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間に係る中間財務諸表について、清友監査法人により期中レビューを受けております。
2. 第1四半期については、四半期財務諸表を作成していません。
3. 第3四半期に係る各数値については、金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューはを受けておりません。
4. 当社は、2025年1月10日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)(四半期)純利益を算定しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 6 月 1 日から翌年 5 月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日 毎年 5 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告URL https://www.evcom.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)に係る有価証券報告書及びその添付書類を2025年3月24日に関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2025年4月9日、2025年4月17日及び2025年5月9日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月28日

エレベーターコミュニケーションズ株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

大阪事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 矢本 博三

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 井川 浩典

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエレベーターコミュニケーションズ株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレベーターコミュニケーションズ株式会社の2025年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

リニューアル業務売上高の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、エレベーター等昇降機の保守業務及び保全・リニューアル業務を主たる事業としているが、定期的に売上を計上する保守業務と比較して、保全・リニューアル業務については不定期に売上が計上され、売上高も2,264,585千円と売上高全体の55%を占めるため相対的にリスクが高いと考えられる。また、保全・リニューアル業務の中でも特にリニューアル業務については1件当たりの受注金額が多額となるケースが多いことから、当該業務に関する売上高の計上時期が会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。 「【注記事項】（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、保全・リニューアル業務に関しては、原則として履行義務の充足に従って収益を認識することとしているが、取引開始日から完全に履行義務が充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については顧客が検収した時点で収益を認識しており、現状においては対象工事の大半は工期がごく短い工事契約であり顧客による検収時点で収益を認識している。以上より、当監査法人はリニューアル業務に係る売上高の期間帰属の妥当性が監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、リニューアル業務に係る売上高の期間帰属の妥当性を検討するに当たり主として以下の監査手続を実施した。 ● リニューアル業務に係る売上高の計上プロセスに関連する会社の内部統制について、整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に顧客の検収サインを受領する作業報告書の入手及び工事完了日に基づいて売上が計上されている事実を確認する統制を重視した。 ● 顧客による検収時点で売上を計上しているリニューアル業務に係る売上の全件について、受注確認書や作業報告書等の外部証憑との突合を実施した。 ● 期末日におけるリニューアル業務に係る売掛金残高について、サンプルを抽出して残高確認手続を実施した。 ● 期末月に完成予定のリニューアル業務の内、一定金額以上の案件について、現場を視察するとともに、作業を担当した技術員への質問手続等を実施して工事完了事実を確認した。 ● 工事管理台帳における翌期6月の完工予定案件の内、一定金額以上の案件について業務管理システムにおける工事予定、部材の調達状況等を検討し、当期に計上されるべきリニューアル業務に係る売上の有無を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。